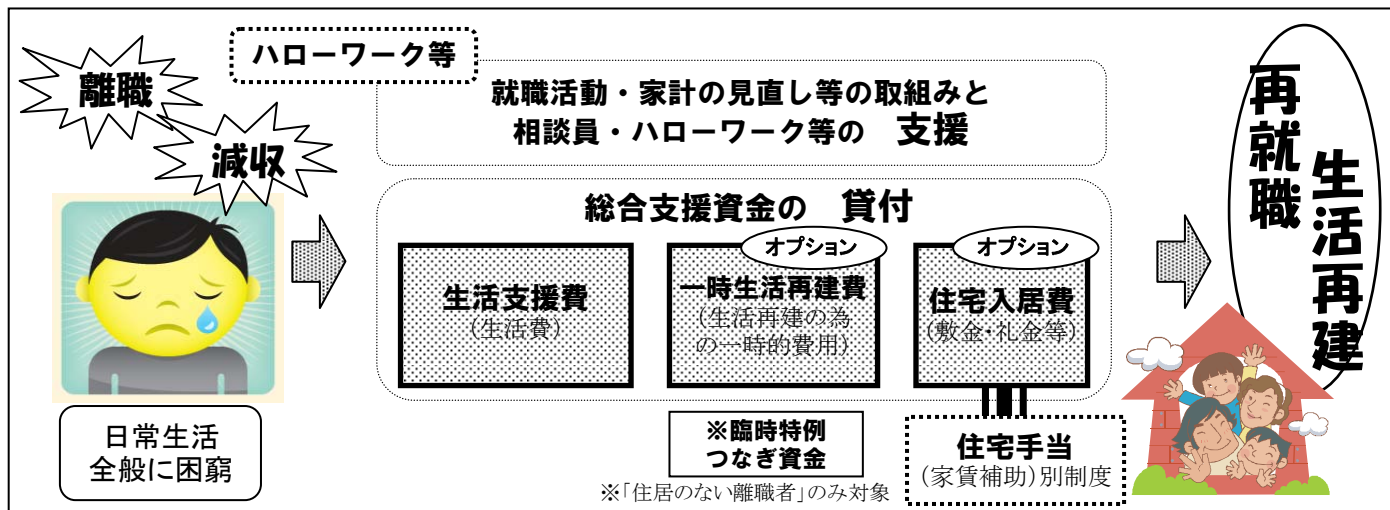


総合支援資金を利用して生活再建 に向けた取り組みをされる方へ

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

総合支援資金は、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。



総合支援資金の対象世帯

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次の(ア)~(カ)のいずれの条件にも該当する世帯。

共通の条件

- (ア) 低所得世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- (イ) 借入申込者の本人確認が可能であること
- (ウ) 現に住居を有していること、又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- (エ) 実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- (オ) 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- (カ) 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

- ◆低所得世帯とは、直近3ヶ月の収入の平均が低所得世帯の収入基準(H23年度の場合、単身:177,000円、2人世帯:261,000円、3人世帯:319,000円、4人世帯376,000円、5人世帯411,000円)以下であるか、または「住宅手当対象者証明書」が発行されている世帯です。
- ◆平成19年10月1日以降に離職または減収となっており、それまで自らの就労収入によって生計を維持していたこと。
- ◆健康で常用就職が可能であり、就職活動を行う時間があること。
- ◆65歳以上の方の場合、次の条件があります。①最近まで(1年以内)就労していたこと ②就労能力及び常用就職の意欲があること ③初回貸付は3ヶ月以内 ④75歳までに償還完了が可能であること。
- ◆申請者が自営業または会社等経営者の場合は本人が当該事業の経営を継続していないこと。今後、自営業を始める方も対象外です。
- ◆多額の負債がある場合は弁護士等の専門家に相談・アドバイスをもらい、更なる貸付の可否を検討します。債務整理の相談中で任意整理となるか自己破産となるか未確定の状態の場合貸付はできません。任意整理で和解契約している場合は返済計画が成り立てば貸付相談を進めます。破産手続き開始決定・免責決定している場合はその状況を確認の上、貸付相談を進めます。

※虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。

総合支援資金とは

HW = ハローワーク等

社協 = 社会福祉協議会

取組みと支援

Step1

課題は何か



- 現在、生活に困っている原因は何か
- 世帯構成や家計はどうなっているか
- 貸付を受けることが生活再建に有効か
- 「相談カード」に記入して考える

Step2

再建のために必要な支援・貸付は何か



- これからどうしたいか
- 世帯の課題解決に向けた取組みとは
- 世帯の中の誰が支援を受け、就職活動等の取組みをするのか
- そのためどのような費用が必要か

Step3

再建に向けて自立計画を作成し実行



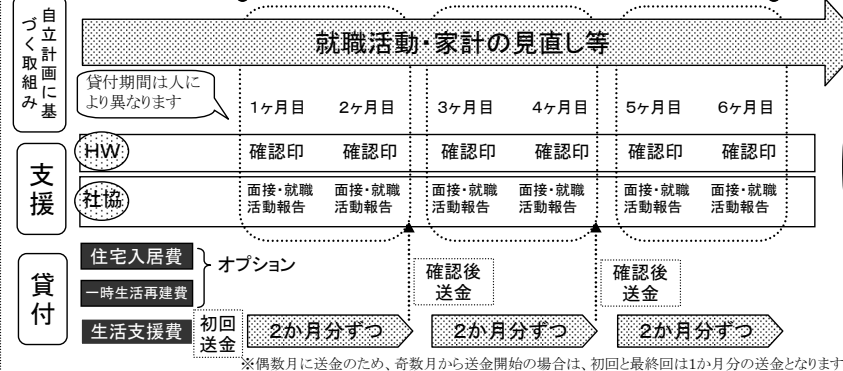
- 自立計画を立てる
- 社会福祉協議会に面接に来る頻度を決める(原則月1回)
- ハローワークでの就職活動の予定を立てる(月1回は確認印の捺印必要)
- 「就職活動状況報告書」に活動状況を記録し毎月、社会福祉協議会に提出

Step4

生活支援費の分割交付中

6ヶ月以内

GOAL



再就職
生活再建

生活支援費

生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費

- 生計の維持ができていた頃の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入等を考慮し、貸付を受ける必要がある金額を計算する。
- 借入金額は、再就職後に返済することを考え、できるだけ少額となるよう、支出の見直しも併せて行う。
- 負債の返済費用は対象外。

- ★貸付限度額
[複数世帯] 月額20万円以内の必要額
[単身世帯] 月額15万円以内の必要額
(端数切り捨てし千円単位で申請)

- ★貸付期間 通算12か月以内
(初回申請期間は個別状況により別途制限あり)

- ★資金交付 2ヶ月ごとの分割交付
奇数月から貸付開始の場合、初回交付は1か月分。以後、偶数月に2か月分ずつ交付。

- ★貸付期間中に就職した場合は、それ以降の貸付は辞退していただく。(必要があれば就職した日の属する月の翌月までの貸付とする)
- ★職業訓練を受講する場合は対象外。

+

オプション

一時生活再建費

生活支援費又は住宅手当の申請者のみ対象

生活を再建するために一時的に必要な日常生活費で賄うことが困難である費用

- 住居喪失者が住宅手当を利用して入居する場合の家具什器費等
- 現在居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用
- 公共料金等滞納の場合の支払費用
 - 現在居住している住宅での公共料金等(電気、ガス、水道料金、家賃)を滞納しており、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合。
 - ※家賃は下記の①～③をすべて満たす場合
 - 現在居住しており、今後も住み続ける住居の家賃を滞納している場合
 - 今後、払い続けていくことが可能な家賃額の住居であること
 - 滞納月数が3ヶ月以内、かつ滞納額が30万円以内の場合。
(公営住宅の場合は③の条件は除く)

- 住宅入居費申請者の場合の運送費不足分
- 現在居住している住居に住み続けるための更新料
- 新たに就業するために必要な支度費、技能習得費
 - 生活支援費の交付期間中に就職が内定した場合、就業までの間に用意する必要がある物品等の購入費用、及び技能習得費用(内定した会社から求められている場合に限る)。

- ★貸付限度額 60万円(端数切り捨てし千円単位で申請)
- ★資金交付 一括交付

住宅入居費

住宅手当申請者のみ対象

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な費用

- 敷金・礼金等
- 入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費
- 不動産仲介手数料
- 火災保険料
- 入居保証料
- その他入居に必要な経費
- 運送費

- ★貸付限度額 40万円(見積額通り)
- ★資金交付 住宅手当の支給決定を受けて、不動産業者等に直接一括交付

住宅手当(家賃補助)
※別事業

※ご相談は各自自治体の住宅手当の窓口へ

共通

◆連帯保証人

- 原則として、連帯保証人が必要。立てられない場合は有利子での貸付可。
[要件]65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人(要件を満たすがいない場合は要相談)

◆貸付利子

- 連帯保証人を立てた場合は無利子、立てられない場合は年1.5%の有利子

◆償還期間

- 生活支援費の貸付終了の翌月から6ヶ月の据置期間を経て、20年以内で償還(※ただし、最終償還年齢75歳)

◆借受人となる人

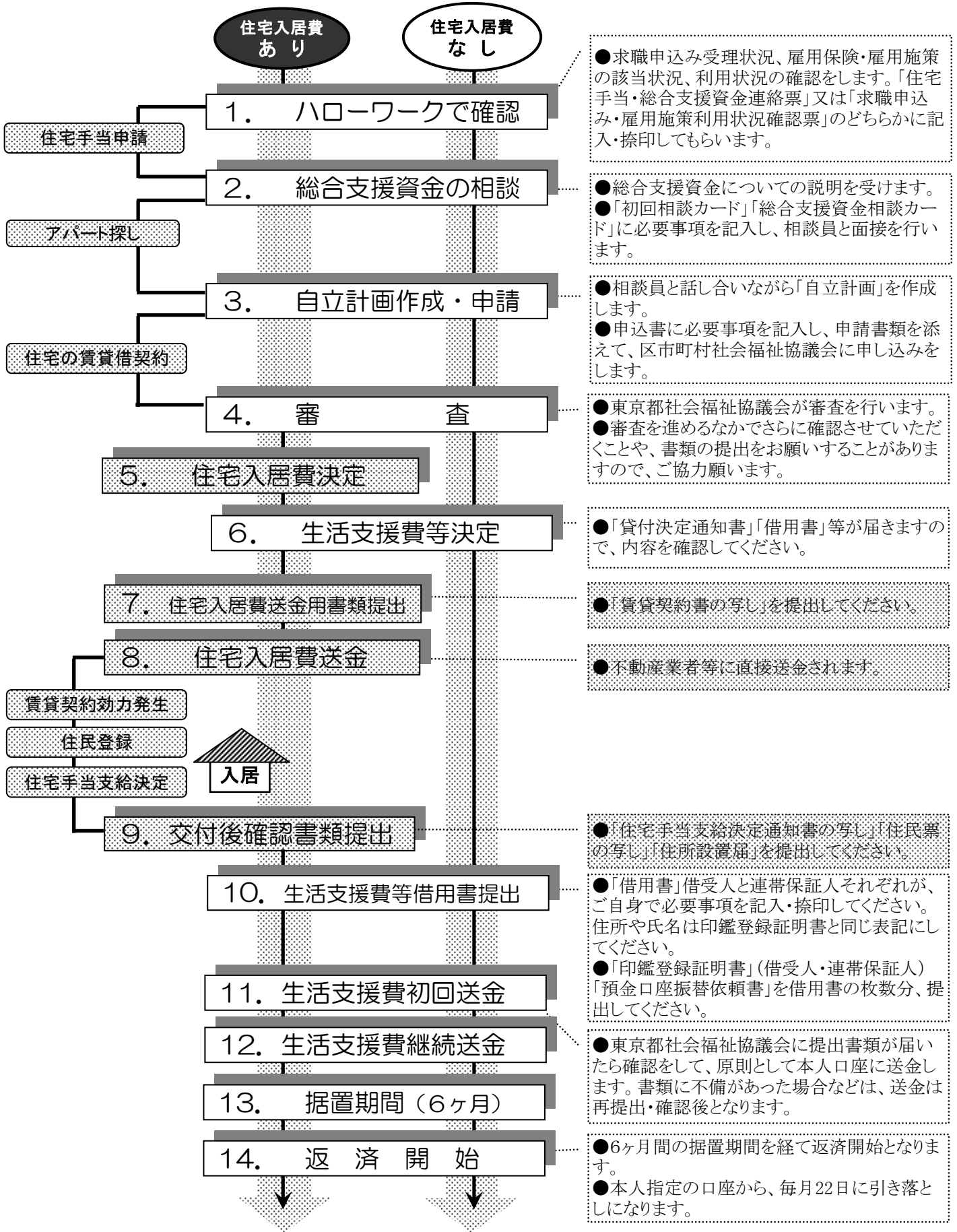
- 世帯の生計維持に一定程度寄与しており、生活再建の為に支援を受け、就職活動等の取組みを行う人

◆提出書類 別紙参照

- 世帯状況や貸付内容により異なります

貸付

相談・貸付の流れ



ご連絡・ご相談は

◆生活支援費の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求めることがあります

書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
1	借入申込書〔生活支援費・一時生活再建費〕	借入申込書
2	本人確認書類	
	①住民票の写し ※世帯全員が記載されたもの（発行後3ヶ月以内） ※住居喪失により住宅手当を申請しており、住民票を提出できない場合は省略可能	住民票の写し
	②健康保険証（写）	健康保険証（写）
3	ハローワークの相談を受けていることの確認書類	
	いずれか提出 住宅手当・総合支援資金連絡票（写）	いずれか
	求職申込・雇用施策利用状況確認票（写）	
4	現在の世帯の収入状況を確認するための書類	
	①生計中心者（失業・減収前）の収入証明	源泉徴収票（写）、確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書等の中で、直近3ヶ月の金額がわかるもの。
	②生計中心者の配偶者の収入証明	
	③他の世帯員の内、家計にお金を入れている人の収入証明	
5	他の公的給付・公的貸付・職業訓練等の公的支援を受けている場合の確認書類	
	①利用している制度の名称・内容がわかる書類	
	②公的給付・公的貸付を受けている場合は、その金額、期間がわかる書類	
6	世帯の状況が明らかになる書類（世帯状況により該当するものすべて）	
【失業者がいる世帯の場合】		
	①失業前の収入がわかる書類	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等
	②失業した会社名・所在地・電話番号等がわかる書類	源泉徴収票（写）、確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書等
	③失業した時期がわかる書類	自営業 個人事業者の廃業届（写） 被雇用者 雇用保険受給資格者証（写）、離職票（写）、離職直前の雇用主の発行する離職証明書（社名、代表者名、連絡先、雇用形態、職種、採用・離職年月日明記、社判捺印のもの）等

書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
【減収になった世帯の場合】		
①減収になる前の収入がわかる書類	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等	
②減収となった後の収入がわかる書類	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等	
【債務があり、返済中の世帯の場合】		
債務総額、返済額、返済状況がわかる書類		
【債務整理をしたことがある世帯の場合】		
債務整理後の現在の状況がわかる書類		
7 連帯保証人の収入証明	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書（写）、住民税課税証明書等	
8 自立計画（住宅手当申請者は不要）		
9 住宅手当支給対象者証明書（写）・住宅手当支給決定通知書（写） 住宅手当支給申請書（写）（住宅手当申請者は必須）		提出可能なもの

◆住宅入居費・一時生活再建費(運送費のみ)の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求めることがあります

	書類の内容	書類名・例示	あなたが用意する書類
1	借入申込書〔住宅入居費・一時生活再建費(運送費のみ)〕		借入申込書 〔住宅入居費・一時生活再建費(運送費のみ)〕
2	借用書〔住宅入居費〕		借用書〔住宅入居費〕
3	総合支援資金共通に必要な書類		
1	本人確認書類	※住宅手当の証拠書類の写しで可 ①本人確認書類 (運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本の写し のいずれか) ②離職関係書類 (平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し) ③収入関係書類 (本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し) ④預貯金関係書類 (本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し) ⑤求職申込み関係書類 (「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」又は「住宅手当・総合支援資金連絡票」)	住宅手当の証拠書類の写し
2	ハローワークの相談を受けていることの確認書類		
3	世帯の状況が明らかになる書類		
4	他の公的給付・公的貸付・職業訓練等の公的支援を受けている場合の確認書類		
5	連帯保証人の収入証明(連帯保証人を立てられる場合)	源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書の控え、給料明細書(写)、給与支払い証明書、住民税課税証明書等	※(連帯保証人を立てられる場合)
6	債務があり返済中の世帯の場合	債務総額、返済額、返済状況がわかる書類	
7	債務整理をしたことがある世帯の場合	債務整理後の現在の状況がわかる書類	
4	住宅手当に関連する書類		
1	住宅手当の申請時に実施主体が発行する書類	住宅手当支給対象者証明書(写)	住宅手当支給対象者証明書(写)

	2	住宅手当により入居予定の住宅に関して記載された、宅地建物取引業者又は貸主が発行する書類	入居予定住宅に関する状況通知書（写）	入居予定住宅に関する状況通知書（写）
5	預金口座振替依頼書			預金口座振替依頼書
6	一時生活再建費（運送費のみ）で必要な書類			
		運送費用がわかる書類	運送業者等の見積書	運送業者等の見積書

◆一時生活再建費の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求めることがあります

	書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
1	借入申込書〔生活支援費・一時生活再建費〕		借入申込書
2	総合支援資金共通で必要な書類（生活支援費の2～9と同じ）		
3	申請内容に応じて必要額を証明する書類（該当するものすべて）		
●住居喪失者が住宅手当を利用して入居する場合の家具什器費等			
	家具什器費の見積書等		
●現在、居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用			
	敷金・礼金等、入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料 の見積書		
●公共料金等滞納の場合の支払費用			
	公共料金等の滞納状況がわかる書類	公共料金の請求書等	
●住宅入居費申請者の場合の運送費不足分			
	運送費用の見積書		
●現在居住している住居に住み続けるための更新料			
	更新料の請求書		
●新たに就業するために必要な支度費、技能習得費			
	①生活支援費の分割交付中に就職内定した場合、会社から、就業までの間に物品を購入する必要性、又は技能習得の必要性について記載されていることが確認できる書類	就職先の会社発行の書類	
	②上記により購入する必要がある物品、技能習得費用の内容・金額がわかる書類	購入物品等の見積書等	